

JAハイナンは農業経営を応援します！！

JAアグリマイティー資金



農業に関する資金のご相談は是非お近くのJAへ！

お使いみち	農業車両・農業機械・ビニールハウスなどの設備投資や、農業に関する運転資金などのあらゆる農業資金に対応します。
手数料	融資手数料は無料ですが、電子契約の場合は5,500円の電子契約サービス手数料が必要です。 ※書面契約の場合は印紙税がかかります。
金利	お借入内容によって異なります。詳しくは融資窓口までお問合せください。
ご用意いただく書類	・見積書等の資金使途が確認できる書類 ・所得証明書（直近3期分の確定申告書または決算書） ・固定資産評価証明書（固定資産名寄台帳） ・その他当JAが必要とする書類

保証料全額助成

農業者の皆様の保証料負担を軽減するため
静岡県農業信用基金協会にお支払いいただいた
保証料相当額を全額助成いたします。

- 対象要件：2026年3月末までに実行した案件となります。
- 資金のお使いみち等によっては保証料助成、利子補給の対象外となる場合があります。
- 補給期間、補給率および利子補給の対象資金は、資金毎、お借入れの条件により異なります。
- お借入時の状況およびご返済の状況によっては、利子補給の対象とならない場合がございます。

JAバンク利子補給

100万円以上のお借入の場合は最長3年間
JAバンクより利子補給を受けられます。



本店融資営業課 TEL.0548-22-8028
御前崎支店 TEL.0548-63-2395
相良支店 TEL.0548-52-0281
榛原支店 TEL.0548-22-0750

勝間田支店 TEL.0548-28-0211
吉田支店 TEL.0548-32-1121
住吉支店 TEL.0548-32-0115



商品名	J A アグリマイティー資金
ご利用いただける方	○ 当 J A の組合員の方、もしくは J A が定めた農業者等の方。 ① 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営まれる任意団体であって、次の要件をすべて満たされる方（以下「集落営農組織」といいます。）。 (a) 代表者、代表権の範囲、団体の目的、構成員の資格等を定めた規約を有すること。 (b) 一元的に経理を行っていること。 (c) 原則として 5 年以内に農地保有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。 (d) 農用地の利用の集積の目標を定めていること。 (e) 主たる従業者が目標農業所得額を定めていること。 ② 集落営農組織が法人化するときはその構成員になろうとする方。 ○ 原則として静岡県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ 信用状況に不安のない方。その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ 農業生産に直結する設備資金・運転資金（アグリエース資金） ○ 農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金（アグリネット資金） ○ 地域の活性化・振興を支援するための設備資金・運転資金（アグリエリア資金） ○ 再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金（アグリパワー資金） ○ 自然災害等による農業経営の一時的な悪化に対応するため、農業経営の維持や再開を目的とした緊急性を要する資金（災害緊急資金） ○ 国等の行政による交付金受領までのつなぎ資金（以下、「交付金等つなぎ資金」という） ※本資金は負債整理および生活関連事業は対象とせず、当 J A でお借入の資金の借換えも行いません。 ※借換え資金は、以下の場合が対象となります。 ① 借換え対象農機具および施設等の現物が残存している場合に限られます。 ② 長期資金の借換えの場合の貸付限度額は、残債の範囲内に限られます。 ※アグリパワー資金については、以下の事業は対象となりません。 ① 地域の農業生産の縮小を招く恐れのある事業 ② 土地・建物等の試算を賃借して行う事業
借入金額	○ 事業費の 100% の範囲内かつ貸付上限額 3 億円以内（10 万円以上、1 万円単位） ※ただし、アグリパワー資金および災害緊急資金、交付金等つなぎ資金については、次のとおりとなります。 (1) 再生可能エネルギー対応資金（アグリパワー資金）：200 百万円 (2) 災害緊急資金（特認あり）： ① 激甚災害、ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等 一般：10 百万円 ② 上記以外 一般：5 百万円 (3) 交付金等つなぎ資金：支払われる交付金等相当額のうち、J A 口座に入金される金額の範囲内
借入期間	【長期資金】 ○ アグリエース・アグリネット資金…設備資金 20 年以内（据置期間 3 年以内）、運転資金は 15 年以内（据置 3 年以内）。 ○ アグリエリア資金…20 年以内（据置期間 3 年以内）。 ○ アグリパワー資金…原則 10 年以内（据置期間は設備稼働開始時期まで）。ただし、電力会社への全量売電を目的とする場合は、電力買取保証期間内かつ 20 年以内（据置期間は設備稼働開始時期まで）。 ○ 災害緊急資金・・・最長 5 年以内（据置期間 2 年以内）。 【短期資金】1 年以内（手形貸付の書替を認めるものとする）交付金等つなぎ資金は短期資金のみ。
借入利率	○ 当 J A 所定の利率とします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	【長期資金】証書貸付とする。【短期資金】手形貸付または証書貸付とする。
返済方法	【長期資金】元金均等または元利均等返済。【短期資金】元金均等、元利均等および期日一括返済。
担保	○ 担保は必要に応じて設定させていただくことがございます。
保証	○ 原則として静岡県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○ 法人の方は必要に応じて代表者を連帯保証人とします。法人の方以外でも連帯保証人を求める場合があります。 ○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の 1 ヶ月以内に作成されたものに限りします。
保証料	○ 一括前払い…ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。なお、保証料率は J A 所定の保証料率となります。
手数料	○ いたしません。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○ 苦情処理措置…本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店または金融部金融企画課（電話：0548-22-9538）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置…外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は次の機関を利用できます。上記当組合金融部金融企画課または J A バンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）
その他	○ お申込みの際は、当 J A、および原則として静岡県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によってはご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。